

保険薬局各位

大網白里市立国保大網病院 病院長

安蒜 聰

院外処方における変更調剤後の情報提供について

(一般名処方調剤報告および後発医薬品変更調剤報告のFAX報告の要否)

平素より、当院の院外処方の応需に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

現在当院が発行する処方せんを応需した保険薬局において、後発医薬品へ変更調剤した場合にはFAXにて報告をいただいておりました。

このたび、2025年8月12日より一般名処方を開始するにあたり、保険薬局にて一般名処方により調剤を行った場合、又、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品への変更調剤を行ったときには、調剤した薬剤の銘柄等に関する院外処方箋を発行した保険医療機関へ情報提供することの義務について、厚生労働省通知①「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成24年3月5日保医発0305第12号）」および、②「疑義解釈資料の送付について：その2、問43（平成24年4月20日事務連絡）」を参考に、以下の対応とさせていただくことといたしました。

ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

【今後の対応】

一般名処方調剤報告および後発医薬品変更調剤報告について保険薬局からの書面やFAXでの報告は不要とし、上記変更調剤に係る情報提供方法はお薬手帳とします。（電子カルテに文書の取り込みを行いません）。

【お願い】

- 必ずお薬手帳の発行・記載を行い、医療機関受診時には手帳を持参し、提示するように指導をお願いします。
- 治療上必要と思われる処方修正や患者情報については従来通り報告していただくようにお願いします。

参考：厚生労働省通知①②について

① 変更調剤の報告

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

② 一般名処方調剤報告について

カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいとは思うが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

（答）改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。